

○行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について

(平成19年5月25日島免甲第3048号関係所属長あて県警察本部長例規通達)

最終改正 平成29年3月3日

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成19年6月2日から実施することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

なお、行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について（平成6年4月27日島免第3459号本部長例規通達）は、平成19年6月1日限り、その効力を失う。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の3第2項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び同条第3項の規定による免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、法第104条の3第1項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）に規定する被処分者に交付する書面（様式第1号、様式第2号及び様式第3号の処分書）をいう。
- (2) 「出頭命令書・免許証保管証」とは、出頭命令及び免許証保管の際被処分者に交付する書面（様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号）をいう。
- (3) 「出頭命令通知書」とは、法第104条の3第4項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）に規定する通知のための書面（様式第8号及び様式第9号）をいう。
- (4) 「処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (5) 「認知警察官」とは、処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (6) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署、隊及び課をいう。
- (7) 「手配県警察」とは、所在不明、不出頭などの理由による処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (8) 「住所地県警察」とは、処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 行政処分手配者名簿の整備等

交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）は、処分手配登録をしたときは、当該処分手配者について行政処分手配者名簿（様式第10号）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくこと。

4 処分手配者を発見したときの事務処理要領

- (1) 処分手配者発見時の認知警察官の措置等

ア 即報

警務部情報管理課照会センター（以下「照会センター」という。）から処分手配者である旨の回答を得た認知警察官は、次の事項を確認し、運転免許課（執務時間内は行政処分係。執務時間外は当直）に即報すること。この場合において、処分手配者から「処分の根拠となった違反、事故は記憶にない」等の抗弁を受けたときは、手配県警察に確認する必要があるため、その抗弁の内容も併せて報告すること。

- (ア) 手配年月日
- (イ) 手配県警察
- (ウ) 氏名

- (エ) 生年月日
- (オ) 免許証番号
- (カ) 処分種別
- (キ) 処分日数

イ 現住所等の確認

処分書の交付は、住所地県警察で行うこととなるので、処分手配者の現住所及び連絡先の電話番号を確実に確認しておくこと。

ウ 出頭日時及び場所の指定

認知警察官は、運転免許課の回答を得て、出頭日時及び場所を指定すること。

エ 出頭命令書・免許証保管証の作成

(ア) 出頭命令書・免許証保管証の作成

別表の記載要領によること。

(イ) 免許証不携帯の場合

処分手配者が免許証不携帯のため免許証保管ができない場合は、出頭命令書・免許証保管証（様式第4号のみ）中「免許証保管証」の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以降を斜線でそれぞれ削除し、命令者の割り印をして出頭命令書のみ交付すること。

(ウ) 処分手配者の免許証が更新期間内にある場合

処分手配者の免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるときは、(イ)と同様に
出頭命令書のみ交付し、免許証保管の措置は講じないこと。

(エ) 交通違反をしたことによる免許証の保管を行う場合

法第109条第1項の規定による免許証の保管をすることとなったときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、出頭命令及び免許証保管の措置については、当該交通違反に係る事務手続が完了した時点で行うものとする。
この場合においては、告知票（書）の右下部分余白に処分手配者である旨を朱書するとともに、運転免許課に即報すること。

オ 免許証保管証を交付する際の教示

処分手配者に免許証保管証（様式第4号）1枚目を交付するときには、免許証保管の趣旨及び備考欄の留意事項について教示すること。

(2) 認知警察官の事後措置

ア 出頭命令通知書の作成

別表の記載要領によること。

イ 出頭命令通知書の送付

出頭命令通知書は、処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付するが、処分手配した公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なるときは、処分手配した公安委員会に対しても同じ内容の出頭命令通知書を送付すること。

ウ 所属署等への提出

出頭命令書・免許証保管証を交付した認知警察官は、交付日の翌日までに、出頭命令通知書、出頭命令書・免許証保管証の写し及び保管免許証を所属署等に提出すること。

(3) 所属署等の措置

認知警察官から(2)のウにより提出を受けたときは、次の書類を確認し、速やかに運転免許課行政処分係へ送付すること。

また、保管免許証については、出頭場所が当該所属署等と異なるときは、通送又は簡易書留により送付すること。

ア 出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察が異なるときは、手配県警察の行政処分担当課に対して送付する出頭命令通知書を含む。）

イ 出頭命令書・免許証保管証の写し

ウ 保管免許証（出頭場所が当該所属署等であるときは、当該所属署等で保管する。）

5 運転免許課の措置

(1) 手配内容の再調査

ア 認知警察官から4の(1)のアに関する報告を受理したときは、手配県警察の行政処分担当課に照会して次の事項を確認し、折り返し、認知警察官に回答すること。

(ア) 前回処分以降の違反等データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

(イ) 前歴回数

(ウ) 累積点数

(エ) 処分理由

(オ) その他必要と認める事項

イ 処分手配者である旨の即報又は通報を受理したときは、手配種別（所在不明、不出頭又は処分執行依頼の別）を調査し、処分執行依頼を理由として処分手配となっている者については、原則として、出頭命令等の措置は行わない旨を回答すること。

(2) 行政処分手配者発見受理簿の作成

調査の結果、出頭命令書・免許証保管証を交付する必要があると判断したときは、行政処分手配者発見受理簿（様式第11号）を作成し、確実に対応すること。

(3) 出頭日時及び場所の指定

ア 原則として、発見の日から20日以内の日になるように対応しておくこと。

イ 処分手配者の免許証が更新期間内である場合の出頭日時は、有効期間の満了日以前の日を指定すること。

ウ 認知警察官から処分手配者の出頭日時・場所について協議を受けたときは、本県が手配し県内に住所を有する者にあつては行政処分手配者名簿等に基づき指定し、その他の場合にあつては手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課と協議して出頭日時・場所の指定を受け、速やかに認知警察官に回答すること。

(4) 手配県警察及び住所地県警察への通報

運転免許課は、所属署等から処分手配者へ出頭命令書・免許証保管証を交付した旨の通報を受理したときは、その内容を手配県警察及び住所地県警察の各行政処分担当課に対して通報し、協議した上、次の措置を講ずること。

ア 本県手配で、県内に現住所がある処分手配者の場合

所属署等から出頭命令通知書及び出頭命令書・免許証保管証の写しの送付を受け、出頭命令書で指定した出頭場所において処分執行する。

イ 本県手配で、県外に現住所がある処分手配者の場合

住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書、保管免許証及び処分書を送付して処分執行を依頼する。

ウ 県外手配で、県内に現住所がある処分手配者の場合

手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を送付するとともに、処分書の送付を受けて処分執行する。

エ 県外手配で、手配県内に現住所がある処分手配者の場合

手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書及び保管免許証を送付することを通報する。

オ 県外手配で、手配県以外の県外に現住所がある処分手配者の場合

手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を送付することを通報するとともに、執行依頼されるように仲介し、住所地県警察の行政処分担当課へは、出頭命令通知書及び保管免許証を送付することを通報する。

(5) 出頭日変更の要求があった場合の対応

処分手配者が出頭命令書の交付を受けた後に、個人的事情等により指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の依頼があったときは、出頭命令通知書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮して出頭日時を再指定すること。

(6) 処分手配者出頭時の措置

ア 更新期間内の処分手配者の措置

処分手配者が出頭した時点で、取消処分対象者にあつては直ちに処分を執行し、停止処分対象者にあつては更新手続が終了した時点で処分執行すること。

イ 行政処分の執行

処分手配者が出頭命令書・免許証保管証により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上、処分書を直接交付して処分執行すること。

ウ 免許証保管証の返納

免許証保管証は、処分手配者が出頭した時点で返納を受けること。

エ 保管免許証の取扱い

(ア) 停止処分の場合は、法第107条第3項の規定により引き続き保管し、停止期間満了後に返還の請求があった時点で直ちに返還すること。

(イ) 取消しの場合は、法第107条第1項の規定により返納されたものとみなす。

(ウ) 自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者に対しては、法第107条の5第11項の規定により読み替えて適用する法第104条の3第5項の規定により、国際免許証等を本人に返還しなければならないことに留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定の者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際免許証等を再提出しなければならないことを説明し、再上陸する際には再提出する旨の誓約書を徴収しておくこと。

様式 〔略〕

別表 〔略〕

